

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

2019年 1月 21日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

福岡県福岡市中央区長浜1丁目
株式会社 nyans
代表取締役社長
谷口紗喜子

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4.に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

当社は、猫の飼い主同士が旅行や出張などの外出時、もしくは様々な理由で在宅時にも十分に猫の世話ができない場合などに、お互いの猫をお世話し合える関係をウェブ上のシステム「nyatching」（現行は無償サービスとして運営）を通じてマッチングするサービスを提供しています。猫を飼育しているユーザー同士のプロフィール閲覧、身元確認機能、メッセージ送受信機能、タイムライン機能、シッター募集・応募機能などを備えることで、猫の飼い主同士の交流を促進し、猫と人の暮らしを支えるインフラとなるサービスを作ることを目的としています。

一般的に、猫は散歩することがないため、近所で誰が猫を飼っているか分からず、飼い主同士コミュニティが形成されにくいことから、当社のシステムが有効だと考えております。

当サービスを通じて、猫の飼い主同士がお互いの猫をお世話し合い、猫を通じて地域のネットワークを構築することで将来的には、迷い猫の情報を地域に限定して、迅速に発信することが可能で、検索が容易になるとともに、猫の飼い主同士で助け合う環境が整備され、猫を飼うことのハードルが下がり、将来的な保護猫の里親探しに寄与し、長期的には日本の動物愛護・飼育の環境及び文化をより健全なものへと発展させることを目標としています。

(2) 新たな需要の獲得が見込まれる理由

「その他の新たな事業活動」に該当する。

本事業の背景には、市場規模として犬猫の飼育数は年々増加しているという現状があります。2017年に犬猫の飼育数1,844万6千頭の内、猫の飼育数（952万6千頭）は犬の飼育数（892万頭）を上回りました。それと同時に猫関連サービスへの需要も高まってきています。

また、日本ペットフード協会の調査によると、猫の飼い主が求めるサービスのトップは「旅行時の猫の世話代行」となっています。現状はペットシッターサービスへの需要過多であり、満足にサービスを受けることができない猫の飼い主が多いものの、ペットシッター業者は個人での営業が多く、大きな規模で営業できる事業者が少ないというのが現状です。更に地域によってはペットシッター自体が存在しない箇所も多く見受けられ、まだまだ発展途上の業態と言えます。そのため、猫の飼い主の互助シッター関係の構築サービスへの需要が顕在しています。

猫の飼育者の留守中における猫の預け先の選択肢を広げることがこれまで猫の預かり先の確保が困難で旅行などを諦めていた層の助けとなります。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

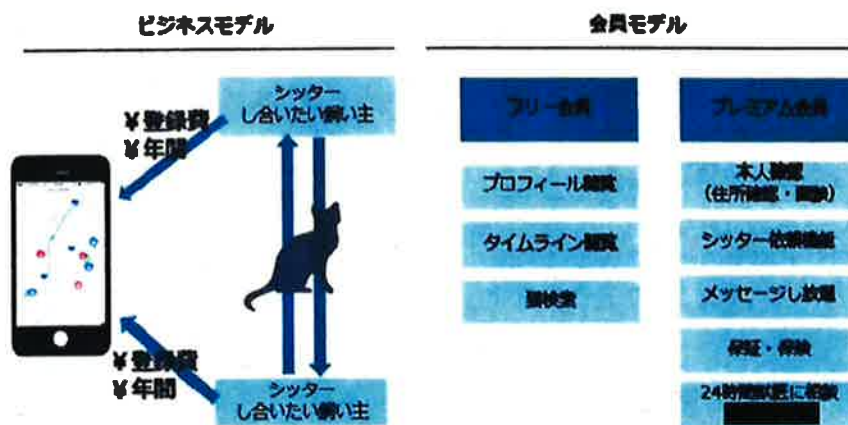
サービス提供事業者：当社
サービス利用者：猫の飼育者

(2) 事業概要

当社の新事業であるサービス「nyatching」では、猫の飼い主同士をウェブ上のシステムを通じてマッチングし、飼い主同士直接対面の面談を通じて信頼を構築した後に、留守中にお互いの猫のお世話をし合うことになります。

その際、現行は無償サービスを提供していますが、機能を追加することにより、猫の飼育者同士で交通費の実費を「nyatching」上の決済機能などを通じて受け渡しを行うことが可能です。

その場合、当社は仲介手数料などを得ることはなく、また謝礼金額の表示や謝礼を促す表示を行うことはありません。利用者には猫の飼い主同士のマッチングシステム利用料、シッター時の保険、常時の獣医師との電話サービスに係る費用として月額利用料もしくは都度の利用料が発生し、それが当社の収益となります。



<サービス提供の流れ>

- ・利用者は、当社利用規約に同意の上、当社と契約を締結し、料金を支払う。

- ・利用者は、当社システム上にて、お世話係の応募又は募集を行う。その際、諸条件を示すが、謝礼の有無、金額については表現の仕方を問わず一切の記載を行わない。※
- ・利用者間で合意し、シッターを行う。その際、シッター終了までは利用者間にて謝礼に関するやり取りを行わない。※
- ・シッター終了後、当社システム上にて利用者が評価を行う。
- ・募集側利用者は、応募側利用者の評価、交通費など実費支払額の入力を行う。

※当社利用規約及び当社システム上の警告表示において、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条に規定する第一種動物取扱業の登録を受けていない者が営利目的でペットシッターを行う行為は同法に違反する行為である旨、利用者からの問合せに対して当社から謝礼の要否、金額の水準などを示すことは無い旨を明記する。

<利用規約について>

当社の利用規約上には、謝礼及び保証について以下のような文言を記載します。（条文番号などは変更となる可能性があります。）

第5条 本約束の成立等

・本約束の成立に際して、オーナーとお世話係の間で、本約束における対価の有無及びその金額、シッティングサービス提供の場所その他の申込みの内容以外の条件についての取決めを行う必要がある場合は、当該オーナーとお世話係の間で別途合意するものとします。但し、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」といいます。）第10条に規定する第一種動物取扱業の登録を受けている場合を除き、お世話係は報酬を受け取ることを条件としてシッティングサービスを提供してはならないものとします（なお、オーナーが、報酬としてではなく、任意の謝礼の範囲で、お世話係に対し金銭等の支払いを行うことを禁止するものではありません。）。

第6条 料金及び支払い方法

・動物愛護管理法第10条に規定する第一種動物取扱業の登録を受けている場合を除き、お世話係は有償でシッティングサービスを提供してはならないものとします。

第14条 保障の否認及び免責

・当社は、お世話係によるシッティングサービスについて、動物愛護管理法に基づく登録が行われていること及び同法その他の法令に違反していないことを保証するものではなく、オーナーは、お世話係が同法に基づく登録を受けている場合を除き、お世話係によるシッティングサービスが同法の動物取扱業の規制の対象外であり、同法が定める動物の愛護及び管理のための措置が担保されているものではないことを確認し、同意するものとします。

(3) 新規事業を実施する場所

当社の創業地である福岡市よりスタートし、順次関東圏、関西圏など利用者が多いと予想されるエリアに拡大し、将来的には全国規模にてサービス展開の予定です。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2019年内に「nyatching」のアプリ化、タイムライン機能・決済機能・レビュー機能な

どを実装し、2019年2月22日に首都圏へのサービス開始、順次エリア拡大を目標としています。

2019年2月22日	「nyatching」リニューアル後、東京地域を中心とした首都圏でのサービス提供スタート
以降	順次エリアを拡大予定

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

動物愛護法第10条第1項

第一種動物取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、その長とする。以下この節から第5節まで（第25条第4項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

5. 具体的な確認事項

(1) 新事業活動等に関する法令の適用関係についての見解

- ・猫の飼育者同士が互助的に猫の世話をし合う場合の自発的な任意の謝礼について

動物愛護管理法第10条第1項に定められている通り、ペットシッター等の猫の預かりサービス（保管）を事業とする場合は、当該事業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない、とされています。

当社のサービス「nyatching」では猫の飼育者がお互いの猫の留守中のお世話（シッター）を互助する関係を構築し、シッター時に自発的に謝礼を支払う可能性がある形態でのサービス展開を予定しています。

上記2. (2)の事業内容からすれば、第一種動物取扱業の登録を受けた者が当該サービスを利用し顧客を募集し、お世話の対価として金銭を授受する場合を除き、当社サービスにおける利用者間の謝礼の支払いは、自発的かつ任意のものであり、営利を目的としているものではありません。

したがって、このような猫の飼育者同士が自発的に任意で謝礼を支払う可能性のある関係をマッチングする場を提供している当社および当社サービスの利用者は、営利目的を要件とする動物愛護管理法第10条第1項の第一種動物取扱業には該当せず、またその行為は、動物愛護管理法第46条第1号の罰則規定は適用されないという見解です。

6. その他

(1) 参考事例1

自動車のCtoCマッチング事業での事例あり。


「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（国土交通省自動車局旅客課長通達）

<http://www.mlit.go.jp/common/001231103.pdf>

(2) 福岡市による見解

2018年11月28日 10:30～ 電話及びその後の書面での確認事項

Nyatching（ニヤッチング）の運用に関する猫の飼育者同士のペットケア時の「謝礼」及び、ペットシッター業者の雇用関係に関する認識についての確認。



猫の飼育者同士の任意の謝礼によるペットシッター行為であれば、問題ない。ただし、謝礼についてnyatching（ニヤッチング）システム上で謝礼を強制するような表現がある場合は任意の謝礼とはみなされないため、実際のシステム画面や利用規約などが出来上がった際に再度福岡市でも確認する必要がある。

画面の表記や利用規約に問題なければ、利用者同士の任意の謝礼に基づくペットシッター行為は、友人間でペットのお世話を依頼し合う行為と同等のため問題ない。